

掛川市条例第13号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の退職手当に関する条例の一部
を改正する条例

(掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年掛川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の退職手当に関する条例(平成17年掛川市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員

及び単純な労務に雇用される一般職を除く。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

及び単純な労務に雇用される一般職を除く。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。